

令和8年度 チャレンジいばらき県民運動広報紙作成及び配布等業務委託契約書

チャレンジいばらき県民運動（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、チャレンジいばらき県民運動広報紙作成及び配布等業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- (1) 委託業務名 令和8年度 チャレンジいばらき県民運動広報紙作成及び配布等業務
- (2) 委託業務の内容 令和8年度 チャレンジいばらき県民運動広報紙作成及び配布等業務仕様書のとおり
- (3) 履行期間 委託契約締結の日から令和9年3月31日まで

（委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、仕様書に従って行わなければならない。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託料の額）

第3条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、金_____円（うち消費税及び特別地方消費税の額_____円）とする。

（履行確認）

第4条 乙は、広報紙を1回発行するごとに、速やかに作成業務完了報告書（様式第1号）1部を甲に提出し、甲の履行確認を受けなければならない。

（委託料の支払）

第5条 委託料は、甲の定める支払計画により、分割して支払うものとし、乙は、前条の甲の履行確認を受けた後、当該支払計画に定められた額を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

（権利、義務の譲渡禁止）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

（再委託等の制限）

第7条 乙は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定に基づき甲に承諾を求める場合は、再委託の理由、再委託の内容、再委託先、再委託先が取り扱う情報、再委託先に対する監督の方法等を甲に届け出るものとする。

（秘密の保持）

第8条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約が

終了し、又は解除された後についても同様とする。

- 2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。
(目的外使用等の禁止)

第9条 乙は、委託業務の内容を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

- 2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。
(貸与品)

第10条 乙は、委託業務の実施のため甲から貸与された帳票等（以下「貸与品」という。）を使用することができる。

- 2 乙は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、個人情報等重要な情報を含む貸与品を取り扱うときは、次のとおり管理しなければならない。
 - (1) 授受について記録すること。
 - (2) 業務従事者以外の閲覧を禁ずること。
 - (3) 他の業務で取り扱う情報が記録された同等品を保有する場合は、区分すること。
 - (4) 鍵の掛かる場所に保管すること。
 - (5) 運搬又は送信する場合には、暗号化等の措置を講じること。

- 4 乙は、委託業務の実施に当たり最低限必要な場合を除き、甲の承諾なくして、貸与品を複写、複製又は改変してはならない。

- 5 乙は、委託業務の完了、委託業務の内容の変更等によって不用となった貸与品（複写物、複製物及び改変物を含む。）があるときは、速やかに甲に返還又は甲の指示に従って処置を行わなければならない。

- 6 前項の場合において、乙の故意又は過失により貸与品が滅失し、き損し、又はその返還が不可能となったときは、乙は、甲の指定した期間内に甲の承認を得て代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(運搬責任)

第11条 委託業務に係る貸与品及び仕様書に定める成果品（以下「成果品」という。）の運搬は、甲が別に定めるものを除くほか、乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

(業務内容の変更等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料、履行期間その他この契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならないものとし、その賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(事情変更による契約内容の変更)

第13条 この契約の締結後において、天災事変その他の不測の事態に基づく経済状況の変動により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、甲乙協議のうえ、委託料、履行期間その他この契約の内容を変更することができる。

(履行期間の延長等)

第14条 乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を示して履行期間の延長を求めることができる。

2 甲は、乙の責めに帰する事由により履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると認めるときは、乙から損害金を徴収して履行期間を延長することができるものとする。

3 前項の損害金の額は、延長日数に応じ、財務省政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）に基づき、委託料に年2.5パーセントの割合を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額）とする。

(完了報告等及び検査)

第15条 乙は、委託業務のすべてが終了したときは、遅滞なく、委託業務完了報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）及び成果品を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により報告書及び成果品の提出を受けたときは、その日から起算して10日以内に乙の立会いのもとに当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正完了報告書及び補正した成果品を甲に提出しなければならない。

4 第2項の規定は、甲が前項の規定により補正完了報告書及び補正した成果品の提出を受けた場合について準用する。

5 甲は、第2項（前項において準用する場合を含む）の検査の結果合格と認めた場合は、乙に対して通知するものとする。

(個人情報保護)

第16条 乙は、業務を実施するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）第7条第2項及び第8条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特記事項を遵守しなければならない。

(事故発生時の報告)

第17条 乙は、委託業務を実施するに当たり、常に事故の防止に努めるとともに、事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責のいかんを問わず、直ちにその旨を甲に報告し、かつ応急措置を講じ、遅滞なく事故の報告書及び今後の対策方針を甲に提出しなければならない。

2 前項の場合において、甲は、公益上特に必要があると認めるときは、当該事故の内容を公表するものとする。

(一般的損害及び天災その他の不可抗力による損害)

第18条 委託業務の実施に当たって発生した乙の損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、その限度において甲がこれを負担するものとする。

2 乙がこの契約の履行に関して第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償するものとする。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、

その限度において甲が負担するものとする。

- 3 第1項ただし書及び前項ただし書の規定により甲が負担すべき額は、甲乙協議により定めるものとする。

(契約の解除等)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 正当な理由なく業務に着手しないとき。
- (3) 業務の実施に関し不正の行為があったとき。
- (4) 乙が正当な理由なく甲の指示に従わないとき。
- (5) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

- 2 甲は、乙が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものであることが判明したときは、この契約を解除することができる。

- 3 第1項及び第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

- 4 第1項及び第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は委託料の100分の10の違約金を甲に支払わなければならない。

- 5 第1項及び第2項の規定による契約の解除により乙に損害が生じたときであっても、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

(解除に伴う措置)

第20条 乙は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、これを甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失し、き損し、又は返還が不可能となったときは、乙は、代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

- 2 前項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲乙協議して定める。

(損害賠償)

第21条 甲は、この契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙に対してその賠償を請求することができる。

- 2 この契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負うものとする。

(権利の帰属)

第22条 乙は、委託業務の実施（第6条第1項ただし書の規定により第三者に再委託等して実施した場合を含む。）により発生した著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利について、甲に無償で譲渡するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により乙に留保される共通ノウハウ等の著作権について、委託業務の成果品

を利用するために必要な範囲でこれを使用することができるものとする。

3 甲は、その使用のため必要がある場合は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は同項第4号に該当しない場合においても、成果品を改変し、また公表することができるものとする。

4 乙は、事前に甲の書面による同意を得なければ、成果品を公表することができない。

（第三者の権利侵害）

第23条 乙は、甲に対して、成果品が第三者の著作権、工業所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）を侵害していないことを保証するものとする。

2 成果品が第三者の著作権等を侵害しているとして、第三者との間に紛争が生じた場合は、乙は、甲に対し、その事実関係を速やかに通知しなければならない。

3 前項の場合、乙は、乙の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

（疑義の決定）

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲	住所	茨城県水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎2階
	氏名	チャレンジいばらき県民運動 理事長 幡谷 定俊

乙	住所	
	氏名	

別記

特 記 事 項

1 受託者の責務

この契約の履行に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

この契約を履行するため個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

なお、収集した個人情報は、委託業務の終了後、甲に返還すること。

3 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

この契約を履行するため収集し、作成した個人情報は、この契約を履行するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

4 複写又は複製の禁止

この契約を履行するに当たって取り扱う個人情報が記録された帳票等(磁気ディスク、磁気テープその他の電子的記録媒体を含む。以下同じ。)は、複写し、又は複製しないこと。

5 返還義務

この契約を履行するため甲から引き渡された個人情報が記録された帳票等は、契約期間の終了後、速やかに甲に返還すること。

6 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに、当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により甲に報告し、甲の指示に従うこと。

様式第1号（第4条第1項関係）

年 月 日

チャレンジいばらき県民運動
理事長 幡谷 定俊 殿

受託者 住 所
商号又は名称
氏 名 印

作成業務完了報告書

チャレンジいばらき県民運動広報紙 第 号については、下記のとおり作成を完了したので委託契約書第4条第1項の規定により報告します。

記

納品完了日	年 月 日
作成部数	部
受託者封入部数	部
封入残部数	部

様式第2号（第15条第1項関係）

殿

受託者 住 所
商号又は名称
氏 名 印

委 託 業 務 完 了 報 告 書

令和8年 月 日付で締結した委託契約に基づく委託業務について、下記のとおり実施したので委託契約書第15条第1項の規定により報告します。

記

1 業務名

2 契約年月日 年 月 日

3 履行期間 年 月 日から

年 月 日まで

4 業務委託料 円

5 完了年月日 年 月 日

6 成 果 品

支 払 計 画 (第5条第1項関係)

号数	支 払 額
第23号	円
第24号	円
第25号	円
合計	円